

地方分権改革・道州制の取組について

1 地方分権改革の取組について

地方分権改革については、本年度、国において地域主権改革大綱（仮称）の策定をはじめ、国の出先機関改革や一括交付金制度等の重要課題についての具体的な検討が進められている。

本県では、国の分権改革の動きに関して、全国知事会や地方六団体とも連携しながら、「国と地方の協議の場」や全国知事会等あらゆる機会を通じ、県としての意見を積極的に提案することとしており、従来にも増して迅速な情報収集を行うとともに、関係部局の意見集約を行っているところである。全庁的な取組の推進や情報共有に当たっては、政策推進会議等を活用するとともに、制度改正等に伴う個別の内容については関係部局との役割分担の下に、具体的な取組を進めているところである。

なお、全国知事会では、次のような特別委員会やプロジェクトチームを設置し、個別のテーマごとに検討を行っている。

（主な特別委員会及びプロジェクトチーム）

特別委員会名	メンバー
地方分権推進特別委員会	◎京都府知事ほか全都道府県知事

プロジェクトチーム名	メンバー
国と地方の協議の場の法制化プロジェクトチーム	◎京都府知事、大阪府知事、高知県知事、鹿児島県知事
国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム	◎埼玉県知事、北海道知事、宮城県知事、東京都知事、静岡県知事、石川県知事、大阪府知事、香川県知事、佐賀県知事、沖縄県知事
一括交付金プロジェクトチーム	◎岐阜県知事、福島県知事、栃木県知事、和歌山县知事、兵庫県知事、鳥取県知事、高知県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事
行政改革プロジェクトチーム	◎岡山県知事、秋田県知事、栃木県知事、神奈川県知事、大阪府知事、香川県知事、熊本県知事

<参考>国の動き

1 地域主権戦略会議

政府は、地域主権の確立を最重要政策の一つに掲げ、昨年11月に、地域主権改革に関する施策を検討・実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するために、内閣府に地域主権戦略会議を設置した。

地域主権戦略会議では、地域主権戦略の工程表(原口プラン)を明らかし、地域主権改革関連3法に続き、今夏に予定されている地域主権戦略大綱(仮称)の策定に向けて、ひも付き補助金の一括交付金化や出先機関の抜本的改革等の検討が進められている。

地域主権戦略会議(第1回)(平成21年12月14日)

- ・ 会議の運営について
- ・ 「地域主権」の考え方・改革の主な課題と進め方について
- ・ 地方分権改革推進計画(案)について 等

地域主権戦略会議(第2回)(平成22年3月3日)

- ・ 地域主権改革関連2法案について
- ・ 今後の進め方について
 - ① 課題別担当主査の指名
 - ② 「地域主権戦略大綱(仮称)」の策定に向けた主な課題の取組状況等

地域主権戦略会議(第3回)(平成22年3月31日)

- ・ 義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省回答状況について
- ・ ひも付き補助金の一括交付金化の検討について
- ・ 国の出先機関の抜本的改革について 等

地域主権戦略会議(第4回)(平成22年4月27日)

- ・ 地域主権改革の取組状況について
 - ① 一括交付金化の検討について
 - ② 出先機関改革の論点の報告
 - ③ 義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲の取組状況

地域主権戦略会議(第5回)(平成22年5月24日)

- ・ 地域主権戦略大綱(仮称)骨子案について
- ・ 地域主権改革の取組状況について

- ① 義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲の取組状況
- ② 一括交付金化の検討について
- ③ 出先機関改革の検討状況の報告 等

2 地域主権戦略大綱(仮称)骨子案

- ① 地域主権改革の全体像
- ② 義務付け・枠付けの見直しの見直しと条例制定権の拡大(第2次分)
- ③ 基礎自治体への権限移譲
- ④ ひも付き補助金の一括交付金化の基本的な考え方
- ⑤ 国の出先機関の抜本的な改革の基本的な考え方
- ⑥ 地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本的見直し)
- ⑦ 地域主権改革のその他の課題

2 道州制の取組について

(1) 本年度の取組

道州制については、昨年の政権交代以降、国における議論に進展が見られないが、道州制は、国と地方の役割分担を見直し、新しい「国のかたち」をつくるという地方分権改革の究極の姿というべきものであり、地方分権改革を進めていく上で、道州制の導入に向けた議論は不可欠である。

本年度は、道州制や中四国州の実現に向け、様々な機会を通じ、気運の醸成等に努めるため、次の事業を実施する。

ア シンポジウム、講演会の開催

イ 三海俱楽部の展開

ビジネスリーダーや大学の研究者等により組織された三海俱楽部に参加、協力し、同俱楽部の展開を通じ広域連携や道州制の導入への気運の醸成を図る。

ウ 出前講座、公開討論会等による普及啓発の促進

エ ホームページ等による広報活動

オ 広域連携の推進

新たな広域連携の先進事例となり得る政策分野・事業について、府内で調査研究を行うとともに、実現可能な事業をモデル事業として実施する。

(2) 本県のこれまでの取組

ア 21世紀の地方自治を考える懇談会

本県は、平成15年3月、全国に先駆け、「21世紀の地方自治を考える懇談会」報告書において、「道州制の導入」と「中四国州の実現」を提案した。

イ 新おかやま夢づくりプラン

「新おかやま夢づくりプラン」において、道州制と中四国州の実現を目指す旨を明記し、道州制に関する議論が各界各層で活発に行われるよう情報発信の強化を図るとともに、中四国のさらなる連携強化に努めることとしている。

<夢づくりプランのポイント>

○岡山の将来像（長期構想）

- ・ 2020年頃における目指すべき姿として、道州制の導入と中四国州の実現を目指す。

○中四国州推進プロジェクト

- ・ 気運の醸成

シンポジウム等の開催、ホームページ、パンフレット等の活用した情報提供等

- ・ 中四国の連携強化による広域戦略

文化交流県おかやまの形成、瀬戸内海の再生・活用等

- ・ 岡山の拠点性を高めるための基盤整備

三海二山を結ぶ広域交通網等の整備、水島港・宇野港の機能強化等

- ・ 国際会議・全国大会等を活用した中四国連携

<参考>全国の動き

1 第28次地方制度調査会

平成18年2月に、「道州制のあり方」について、答申を行った。

<答申のポイント>

- ・ 広域自治体改革のあり方の具体策として、道州制の導入が適当と考えられる。
- ・ 広域自治体として、都道府県に代えて道州を置き、道州・市町村の二層制とする。

- ・道州の区域として、「中四国州」「中国州と四国州」の双方を含む3案を提示
- ・都道府県の事務は、大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務に軸足を移す。
- ・国(特に地方支分部局)の事務は、できる限り道州に移譲する。

2 道州制ビジョン懇談会

- ・平成19年1月に、道州制担当大臣の下に懇談会が設置された。
- ・平成20年3月に、「中間報告」をとりまとめた。

<「中間報告」のポイント>

- ・各地域が独自に決定できる「地域主権型道州制」で「新しい国のかたち」を築く。
- ・国の権限は、国家に固有の役割に限定する。
- ・国民生活に関する行政の責任は、一義的には道州と市町村が担う。
- ・おおむね10年後の2018年までに、道州制に完全移行すべきである

- ・平成22年2月に、廃止された。

3 全国知事会

- ・平成17年7月に、「道州制特別委員会」が設置された。
- ・平成19年1月に、「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめた。

<「基本的考え方」のポイント>

- ・道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならない。
- ・道州は都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制
- ・国と地方の役割分担を根本的に見直し、内政は基本的に地方が一貫して担う。
- ・国の方支分部局は廃止し、中央省庁は解体再編も含めて見直す。

- ・平成19年2月に、同特別委員会に「組織・自治権に関するPT」、「税財政制度に関するPT」を設置して、国・道州・市町村の役割分担、条例制定権(自治立法権)等について、検討を行っている。